

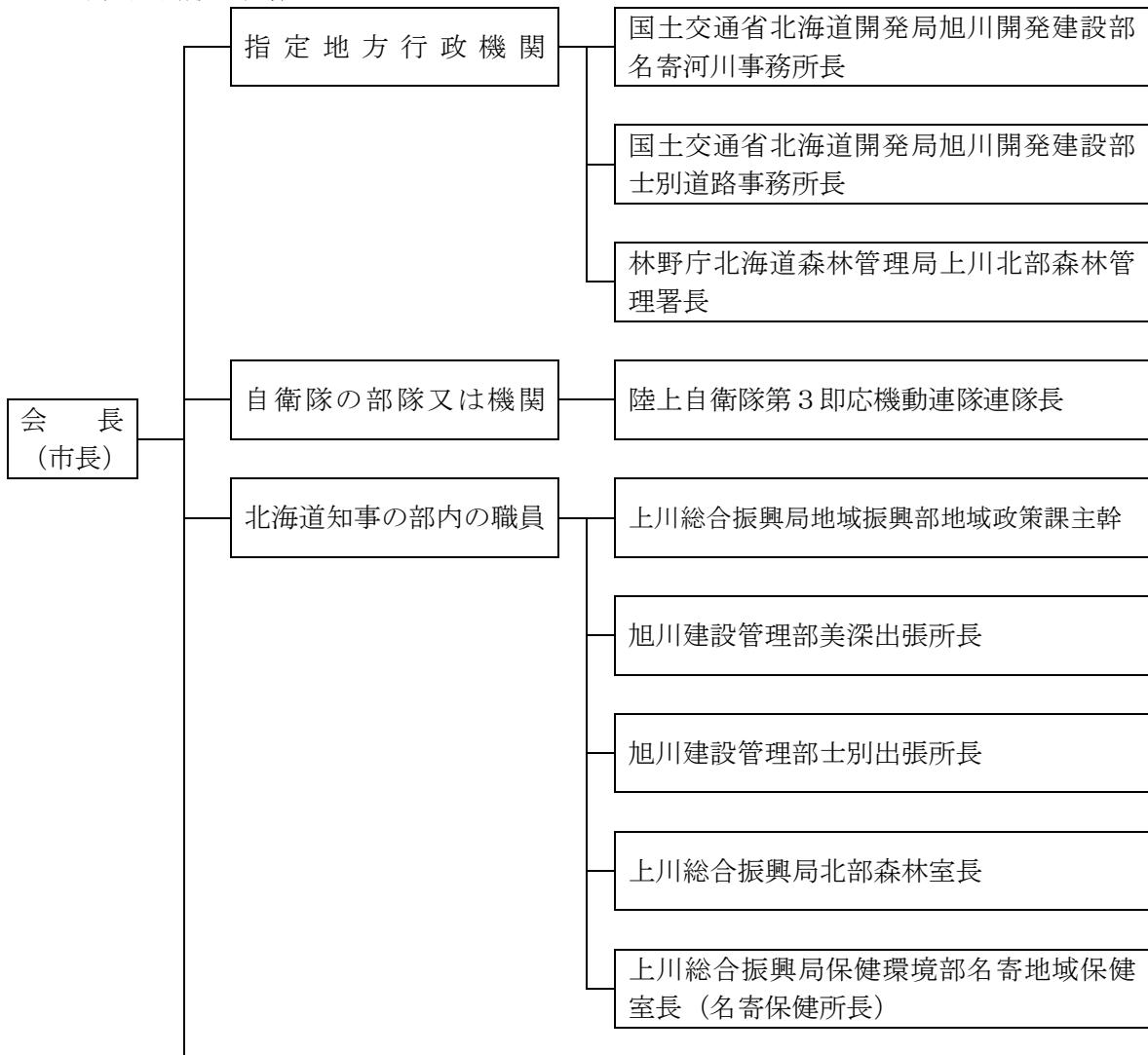
第2章 防災組織

災害の予防、減災・応急対策及び復旧等のための防災活動並びに、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

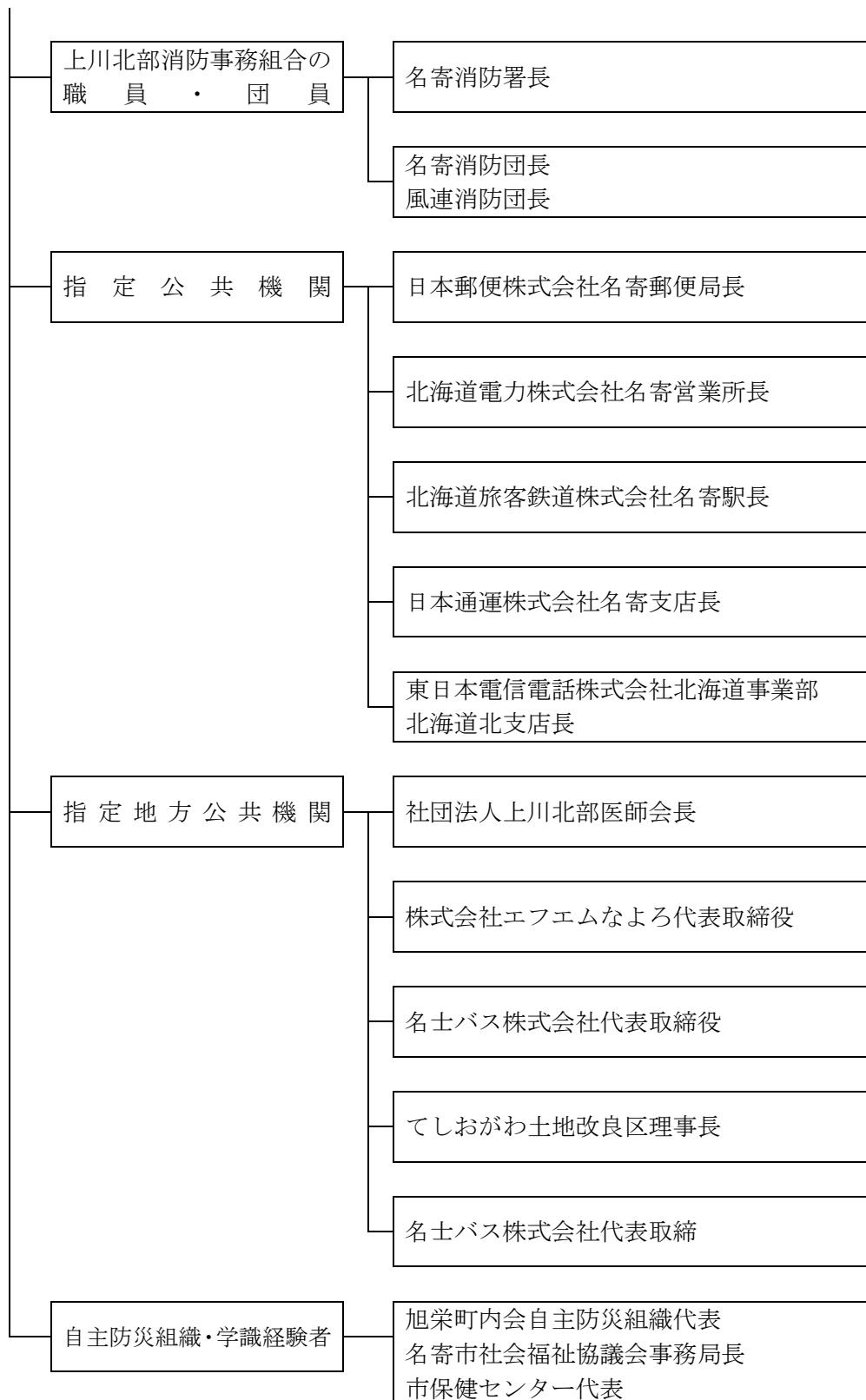
第1節 名寄市防災会議

市防災会議は、市長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく防災会議条例第3条第5項各号に掲げる者を委員として組織するものであり、本市における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害の発生時における情報の収集等を任務とする。

1 市防災会議の組織







2 市防災会議の運営

防災会議条例及び名寄市防災会議運営規程の定めるところによる。

第2節 災害対策本部

市長は、市の区域内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で必要があると認めるとときは、基本法第23条第1項及び名寄市災害対策本部条例に基づき、災害警戒本部又は災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、防災活動を推進するものとする。

1 本部の組織

本部の組織は、別表第1とおりとする。

2 本部の設置基準等

（1）本部の設置基準

市長は、災害時、災害の状況に応じて、次の各号のいずれかに該当し必要と認めるとときは、本部を設置し、災害応急対策を実施する。

- ア 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水その他気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報が発表され、災害が発生したとき。
- イ 市内に震度4以上の地震が発生したとき、若しくは地震による大規模な被害が発生したとき。
- ウ 大規模な災害が発生し、その対策を要すとき。
- エ 災害が発生し、その規模及び範囲から特に総合的な対策を要するとき。

（2）本部の設置

本部を設置したときは、直ちに全職員に府内放送、電話等で周知する。

（3）本部の廃止

市長は、予想された災害の危険が解消したとき、又は災害発生後における災害応急措置が完了したときは、本部を廃止する。

3 本部の設置又は廃止の通知及び公表

本部を設置し又は廃止したときは、関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、警察署、消防機関等）に対して通知することとし、市民に対しては報道機関等により周知する。

4 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

（1）本部員会議の協議事項

- ア 本部の配備体制の変更及び解除に関すること。
- イ 災害情報及び被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ウ 自衛隊等関係機関に対する応援の要請及び救助法適用に関すること。
- エ その他災害対策に関する重要な事項

（2）本部員会議の開催

- ア 本部員会議は、本部長が必要に応じ招集する。
- イ 本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出するものとする。
- ウ 本部員は、必要に応じ所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- エ 本部員は、会議の招集が必要であると認めるときは、統括部長にその旨申し出るものとする。

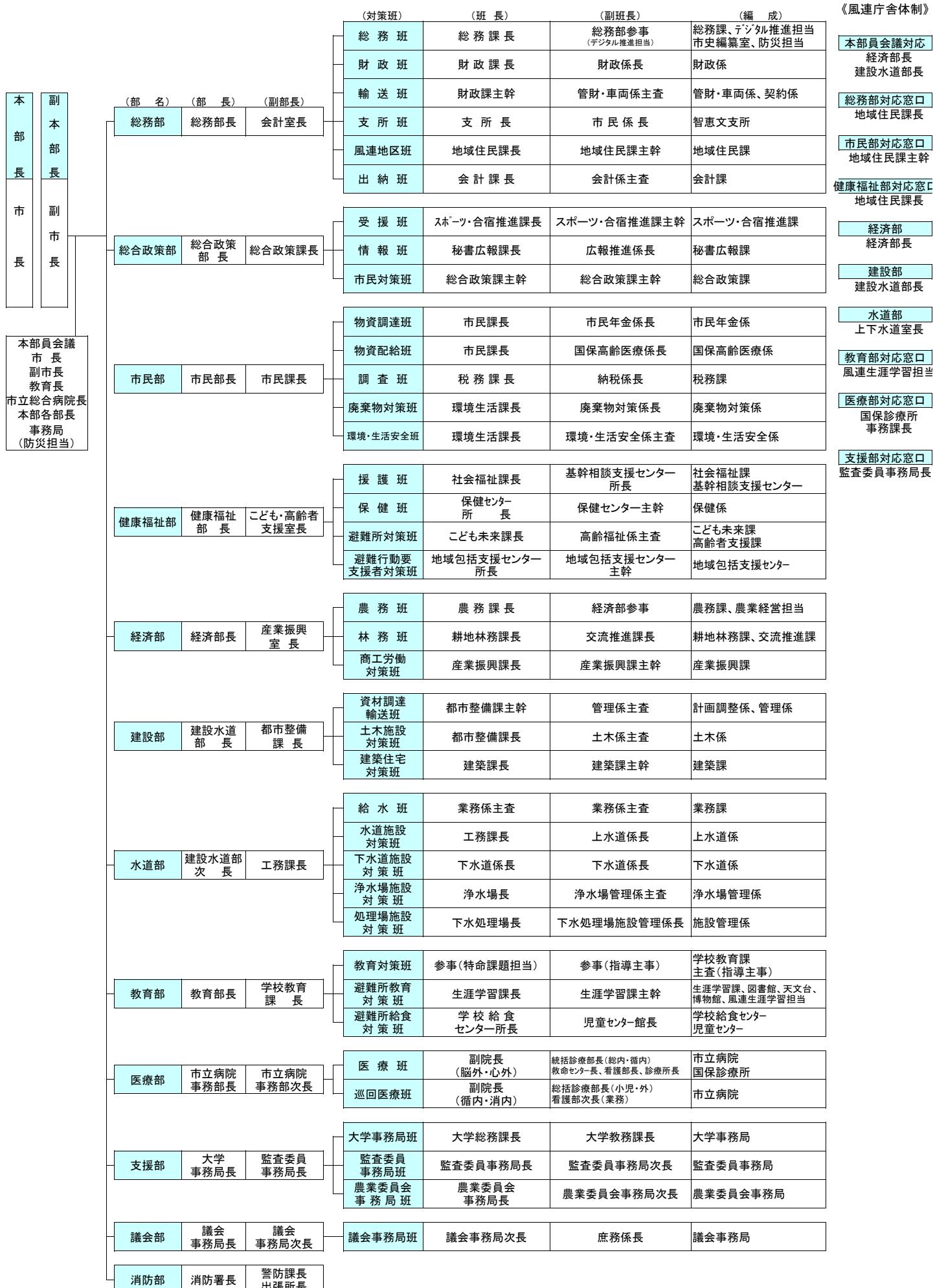
5 本部設置時における事務分掌

本部設置時における事務分掌は、別表第2のとおりとする。

6 職務代理者の決定

本部長及び副本部長の職務代理の決定は、名寄市長の職務を代理する職員の序列を定める規則（平成31年3月31日規則第12号）のとおりとする。

名寄市災害対策本部組織図 (R5.3.29)



別表第2 災害対策本部設置時における事務分掌

部	班	所掌事務
総務部	総務班	1 市防災会議に関すること。 2 本部の設置、配備体制及び廃止に伴う公表伝達に関すること。 3 本部の総括事務に関すること。 4 本部員会議に関すること。 5 気象の予警報等の収集及び伝達に関すること。 6 防災関係機関、支援活動団体等との連絡調整に関すること。 7 北海道及び市町村への支援要請及び派遣要請に関すること。 8 被害情報の収集及び公表に関すること。 9 避難情報の発令に関すること。 10 被害状況の取りまとめ、記録及び報告に関すること。 11 自衛隊の派遣要請に関すること。 12 各部各班の総合調整に関すること。 13 公務災害補償に関すること。 14 防災行政無線など通信機能の総合運用に関すること。 15 報道機関との連絡に関すること。
	財政班	1 災害対策の予算措置に関すること。 2 市有財産の被害状況の把握及び応急措置に関すること。 3 総務班への支援に関すること。
	輸送班	1 災害時の車両確保及び配車計画の作成に関すること。 2 被災者及び出動職員の緊急輸送の手配に関すること。
	支所班	1 智恵文支所管内の災害対策に関すること。 2 災害に関する所掌事項に関すること。
	風連地区班	1 風連地区管内の災害対策に関すること。 2 災害に関する所掌事項に関すること。
	出納班	1 義援金の出納保管に関すること。 2 応援救助費等の收支に関すること。 3 その他災害時に関する所管事項に関すること。
総合政策部	受援班	1 人的支援の調整に関すること。 2 物的支援の調整に関すること。 3 支援自治体との調整に関すること。 4 総務部への支援に関すること。
	情報班	1 災害情報の住民への広報に関すること。 2 報道機関との連絡に関すること。 3 非常警報・避難指示・避難解除等の広報に関すること。 4 被災地及び避難所等における広報広聴活動に関すること。 5 市民対策班への支援に関すること。
	市民対策班	1 住民組織との連絡及び協力要請等に関すること。 2 健康福祉部避難所対策班の支援に関すること。 3 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。

市民部	物資調達班	1 救護者の調査と確定に関すること。 2 救護物資の調達に関すること。
	物資配給班	1 救護物資の配給に関すること。 2 救護物資の保管に関すること。 3 炊き出し計画及び実施に関すること。 4 健康福祉部への支援に関すること。
	調査班	1 被災地等の状況把握に関すること。 2 一般世帯の家屋被害調査及び罹災世帯調査に関すること。 3 罹災台帳の作成及び罹災証明書の発行に関すること。 4 廃棄物対策班への支援に関すること。
	廃棄物対策班	1 災害時における清掃や廃棄物に関すること。 2 仮設トイレ等し尿処理に関すること。 3 衛生施設の被害把握及び応急対策に関すること。 4 部内各班への支援に関すること。
	環境・生活安全班	1 災害時における交通規制・暴風対策など生活安全に関すること。 2 災害時における公害調査、公害情報の収集・伝達に関すること。 3 防疫に関すること。 4 部内及び派遣部への支援に関すること。
健康福祉部	援護班	1 社会福祉施設の被害調査・応急措置・復旧対策に関すること。 2 ボランティアの受入れ等に関すること。 3 日本赤十字社及びその他民間団体による救援活動の連絡調整に関すること。 4 被災者に対する弔慰金及び災害援助資金に関すること。 5 行方不明者に関すること。 6 避難所対策班への支援に関すること。 7 避難行動要支援者班への支援に関すること。
	保健班	1 被災地及び避難所の保健指導と伝染病対策に関すること。 2 応急医療及び助産関係の連絡調整に関すること。 3 罹災患者の収容に関すること。 4 上川北部医師会との連絡に関すること。 5 罹災患者の調査報告に関すること。 6 救急医薬品その他衛生資材の調達及び供給に関すること。
	避難所対策班	1 避難者の収容及び避難所運営管理並びに連絡調整に関する事 (教育委員会所管施設の避難所は、教育部と協力体制をとる) 2 収容者の把握、名簿など諸記録の作成に関する事。 3 避難所内の防火、秩序の維持及び環境整備に関する事。 4 被災者の避難誘導に関する事 (警察、消防機関及び総合政策部市民対策班との協力の上で実施)
	避難行動要支援者対策班	1 避難行動要支援者の避難支援に関する事。 2 避難行動要支援者名簿に関する事。 3 避難支援関係者との連絡調整に関する事。

経 済 部	農務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業に関する被害調査に関すること。 2 農業被害に関する応急措置及び復旧対策に関すること。 3 農業災害補償及び農業関係資金の融資に関すること。 4 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関すること。 5 市営牧場等農畜産施設の被害調査及び応急対策に関すること。 6 林務班への支援に関すること。
	林務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 林業に関する被害調査及び応急措置に関すること。 2 林業関係災害復旧に関すること。 3 林野火災の予消防に関すること。 4 農務班への支援に関すること。
	商工労 働対策 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業者等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 災害時の物価抑制等の対策に関すること。 3 労働相談に関すること。 4 産業災害の調査報告及び対策に関すること。 5 災害時における食糧の応急調達に関すること。 6 労務の供給に関すること。 7 風連地区班への支援・協力に関すること。
建 設 部	資材調 達輸送 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急措置に係る資器材等の調達・確保・配分に関すること。 2 応急対策・復旧対策資材の輸送に関すること 3 道路の交通規制状況の把握及び連絡調整に関すること。 4 市有土木建設用機械の確保及び輸送に関すること。 5 借上土木建設用機械及び労務者の確保に関すること。 6 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。 7 部内各班への支援に関すること。
	土木施 設対策 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路・橋梁・河川等の被害調査及び応急措置・復旧対策に関するこ と。 2 被災地の交通不能箇所の調査及び交通路線の確保に関すること。 3 災害時における障害物の除去に関すること。 4 水防施設及び危険水防区域等の巡回警戒に関すること。 5 内水排除活動に関すること。 6 その他土木施設の維持保全に関すること。 7 都市施設の管理保全及び応急措置に関すること。 8 都市施設の復旧対策に関すること。 9 部内各班への支援に関すること。
	建築住 宅対策 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共建築物及び市営住宅の被害状況調査並びに災害応急工事に関するこ と。 2 避難所及び救護所等の設営工事に関すること。 3 応急仮設住宅の建設に関すること。 4 被災者住宅の応急修理に関すること。 5 被災者住宅（宅地建物）の融資制度及び貸付相談に関すること。 6 土木施設対策班への支援に関すること。

水道部	給水班	1 給水施設に係る応急資材の購入及び払出しに関する事。 2 災害時の給水広報及び応急給水に関する事。 3 水道施設対策班への支援に関する事。
	水道施設対策班	1 水道施設の被害調査に関する事。 2 配水施設等の災害応急対策及び復旧対策に関する事。 3 給水班への支援に関する事。
	下水道施設対策班	1 下水道施設の警戒、配備に関する事。 2 下水道施設の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。 3 部内各班への支援に関する事。
	浄水場施設対策班	1 水道施設の被害調査に関する事。 2 取水・導水・浄水の災害応急対策及び復旧対策に関する事。 3 給水班への支援に関する事。
	処理場施設対策班	1 処理場施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 災害時の汚物処理に関する事。 3 災害時の水質保全に関する事。 4 下水道施設対策班への支援に関する事。
教育部	教育対策班	1 文教関係施設の被害調査及び報告に関する事。 2 文教施設等の防災、災害応急対策及び復旧対策に関する事。 3 災害時における児童、生徒の避難等応急措置に関する事。 4 被災児童、生徒の給食及び学用品の支給に関する事。 5 健康福祉部避難所対策班の行う炊き出し業務への支援に関する事。 6 部内各班及び他部との調整に関する事。
	避難所教育対策班	1 教育委員会所管の避難所の運営管理に関する事。 2 文化財の保護及び被害調査並びに応急対策に関する事。 3 健康福祉部避難所対策班への支援に関する事。
	避難所給食対策班	1 各避難所への給食に関する事。
医療部	医療班	1 部内の総括に関する事。 2 入院患者及び通院患者の避難誘導に関する事。 3 被災者の応急医療及び収容事務に関する事。
	巡回医療班	1 各避難所における負傷者の回復に関する事。
支援部	大学事務局班	1 他部からの応援要請に基づく支援に関する事。 2 支所班への支援に関する事。
	監査委員事務局班	1 他部からの応援要請に基づく支援に関する事。
	農業委員事務局班	1 他部からの応援要請に基づく支援に関する事。

議会部	議会事務局班	1 市議会議員との連携に関すること。 2 他部からの応援要請に基づく支援に関すること。
消防部	消防班	1 救援、救出に関すること。

《備考》

- 1 各部（班）は、所掌事務の他、対策本部長から指示があたった場合、その事項を実施
- 2 各部（班）は、これらの災害対策本部設置時の事務分掌事務について、職員に任務として付与し、平素から準備業務として備えなければならない。

第3節 本部の配備体制

1 配備体制

本部は、迅速・確実な災害応急対策及び減災対策を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても、必要があると認めるときは、非常配備の基準により配備体制をとることがある。

種 別	【第1非常配備】 災害警戒体制
配備の時期	1 警報の発表が見込まれるとき。または発表されたとき 2 水防団待機水位に達したとき 3 暴風雪による外出抑制の周知を行うとき 4 その他市長が必要と認めたとき
配備の内容	情報収集の収集・伝達や限定期的な災害対策を必要とする場合の体制
職員の初動基準 (休日)	防災担当職員、必要とする各部・課長等 (担当職員が任務に着けない時は、同じ部内の職員において対応する。)
職員の初動基準 (勤務日)	防災担当職員、必要とする各部・課長等 (担当職員が任務に着けない時は、同じ部内の職員において対応する。)

種 別	【第2非常配備】 災害警戒（対策）本部体制
配備の時期	1 警報が発表され、さらに悪化が見込まれるとき 2 沈没注意水位に達し、さらに避難判断水位の到達が見込まれるとき 3 その他市長（本部長）が必要と認めたとき 避難所開設の検討・準備、高齢者等避難の検討
配備の内容	応急対策のため、関係職員の必要人員をもって活動にあたり、状況によって第3非常配備に移行できる体制
職員の初動基準 (休日)	1 防災担当職員、必要とする各部・課長等 2 災害対策本部職員の概ね3分の1の人員 (登庁しない職員は、連絡体制及び気象の情報取得に努め登庁の準備をする)
職員の初動基準 (勤務日)	1 防災担当職員、必要とする各部・課長等 2 災害対策本部職員の概ね3分の1の人員 (職場において警戒体制を確立する)

種 別	【第3非常配備】 災害対策本部体制
配備の時期	1 局地的な災害の発生が予想されるとき 2 避難判断水位に達したとき 3 その他市長（本部長）が必要と認めたとき 避難所の開設、高齢者等避難 土砂災害警戒判定メッシュ情報の危険色 避難所開設の検討、避難指示の検討
配備の内容	第2非常配備体制を強化し、円滑に応急対策活動にあたり、状況によつて第4非常配備に移行できる体制
職員の初動基準（休日）	1 防災担当職員、各部・課長等 2 災害対策本部職員の概ね2分の1の人員 （登庁しない職員は、連絡体制及び気象の情報取得に努め登庁の準備をする）
職員の初動基準（勤務日）	1 防災担当職員、必要とする各部・課長等 2 災害対策本部職員の概ね2分の1の人員 （職場において警戒体制を確立する）

種 別	【第4非常配備】 災害対策本部体制
配備の時期	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合。または被害が特に甚大であると予想される場合において、市長（本部長）が当該非常配備を指令したとき 2 気象危険水位に達したとき 3 市域に震度4以上の地震が発生したとき 4 予想されない重大な災害が発生したとき 5 その他市長（本部長）が必要と認めたとき 避難所の開設、避難指示 記録的短時間大雨情報、特別警報、計画高水位到達
配備の内容	市の組織及び機能の全てをあげ、応急対策活動に対処する体制
職員の初動基準（休日）	全職員が任務に就く（命を守る行動を優先）
職員の初動基準（勤務日）	全職員が任務に就く（命を守る行動を優先）

2 本部各班の配備要員

動員（招集）の方法

- (1) 総務班は、本部長の非常配備決定に基づき本部員及び各班長に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知するものとする。
- (2) 上記の通知を受けた班長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。
- (3) 各班長から通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- (4) 各班においては、あらかじめ班内の動員（招集）系統を確立しておくものとする。
- (5) 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行うものとする。

3 非常配備体制の活動要領

- (1) 本部の活動開始及び終了

ア 活動の開始

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合など本部の設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

イ 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認めるときは、本部の活動を終了し、本部を解散する。

- (2) 非常配備体制下の活動

ア 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 総務班長は、気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報の収受、伝達等を行う。
- (イ) 土木施設対策班長は、雨量・水位等に関する情報を関係先から収集する。
- (ウ) 関係各班長は、班からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、隨時待機職員に必要な指示を行う。
- (エ) 第1非常配備につく職員の人数は、状況により各班長において増減する。

イ 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 本部の機能を円滑にするため、必要に応じて本部員会議及び班長会議を開催する。
- (イ) 各班長は、情報の収集伝達体制を強化する。
- (ウ) 総務部長は、関係班長及び防災会議構成機関との連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告する。
- (エ) 各班長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。

- a 事態の重要性を班員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。
- b 装備、物資、資器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災想定地）へ配置すること。
- c 関係班及び災害対策に關係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各班は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を隨時本部長に報告するものとする。

4 本部を設置しない場合の準用

市長は、本部の設置に至らない小規模災害等で、次の各号のいずれかに該当するときは、本節1から3までの規定を準用して、災害対策を実施するものとする。

- (1) 風雨、風雪、大雨、大雪等の注意報等が発令され、気象の推移により災害対策を必要とするとき。
- (2) 局地的に比較的軽微な災害が発生し、災害対策を必要とするとき。
- (3) 本部の設置前又は本部の廃止後において、なお災害対策を必要とするとき。
(市長が招集する対策会議は、本部が設置された場合の本部員会議に準じて対策を行う。)

5 現地災害対策本部

本部長は、必要に応じ災害地に現地災害対策本部を置くものとする。

また、現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長及び災害対策本部員その他の職員の中から本部長が指名する者をもって充てる。現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。